

新 旧 対 照 表

静岡県建設工事請負契約約款

改正前	改正後
<p>第1条～第43条 (略)</p> <p>(発注者の催告によらない解除権)</p> <p>第43条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 受注者（受注者が共同企業体を結成している場合にあつては、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 役員等（受注者が個人である場合にあつては当該個人をいい、受注者が法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。</p> <p><u>イ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。</u></p> <p>ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。</p> <p>エ (略) (新設)</p> <p>オ～ク (略)</p> <p>第43条の3～第52条 (略)</p>	<p>第1条～第43条 (略)</p> <p>(発注者の催告によらない解除権)</p> <p>第43条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 受注者（受注者が共同企業体を結成している場合にあつては、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 役員等（受注者が個人である場合にあつては当該個人<u>その他経営に実質的に関与している者</u>をいい、受注者が法人である場合にあつては当該法人の役員、その支店<u>又は</u>常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者<u>その他経営に実質的に関与している者</u>をいう。以下この号において同じ。）が<u>暴力団又は</u>暴力団員等であると認められるとき。</p> <p>(削除)</p> <p><u>イ</u> 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用<u>している</u>と認められるとき。</p> <p><u>ウ</u> (略)</p> <p><u>エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用していると認められるとき。</u></p> <p>オ～ク (略)</p> <p>第43条の3～第52条 (略)</p>